

令和2年度第2回千代田区障害者支援協議会

計画部会

—議 事 録—

日時：令和2年8月17日（月）18：30～20：00

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和2年8月17日（月）18:30～20:00	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	大塚部会長、大瀧委員
	障害者及びその家族	藤田委員、小笠原委員、鈴木（や）委員、 大山委員、廣瀬委員、鈴木（隆）委員、鈴木（洋）委員
	事業者	永田委員
	就労支援関係者	岡崎委員
	区職員	歌川保健福祉部長
幹事	区職員	安田子ども部児童・家庭支援センター所長、加藤保健福祉部 福祉政策担当課長、湯浅保健福祉部障害者福祉課長
事務局	区職員	小坂部子ども部児童・家庭支援センター発達支援係長 三崎保健福祉部健康推進課保健相談係長 小野保健福祉部障害者福祉課障害者福祉係長 金子保健福祉部障害者福祉課給付・指導担当係長 平澤保健福祉部障害者福祉課総合相談担当係長 山野邊保健福祉部障害者福祉課施設・就労支援担当係長 障害者福祉課 高橋 障害者福祉課 大塚 障害者福祉課 永田 障害者福祉課 高垣

■議事録

<開会>

○湯浅幹事 まだお見えになっていない委員の方もおられるのですが、お時間になりましたので、ただいまより千代田区障害者支援協議会計画部会を開催いたします。議事までの間、進行を務めさせていただきます、障害者福祉課長の湯浅でございます。よろしくお願いいたします。また、本日の会議につきましては議事録を作成いたします関係上、皆さまのご発言を録音させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。それでは、本日配付いたしました資料につきまして、事務局より確認をさせていただきます。

○小野障害者福祉係長 障害者福祉係長の小野でございます。本日の資料を確認させていただきます。あらかじめ皆さまに郵送させていただいたものと同じでございます。最初に、今日の次第でございます。次に、資料1「座席表」、資料2「障害福祉関連事業の実施状況等」でございます。資料3の冊子が「障害福祉プラン【素案】」、資料4は「障害福祉プラン策定スケジュール」でございます。漏れている資料がありましたら、挙手をお願いいたします。リモートで参加の皆さまも大丈夫でしょうか。それでは、資料の確認は以上でございます。

○湯浅幹事 それでは、本日の委員の出席状況をご報告させていただきます。鈴木努委員と宇治田委員がまだお見えになっていない状況です。しかしながら、以上の出席状況ですと、千代田区障害者支援協議会設置要綱に準じまして、総委員の過半数以上の出席となり、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。また、ウェブでご出席いただいているのが大塚部会長、大瀧委員、廣瀬委員でございます。本日もこちらの無料のZoomというソフトを活用している関係上、時間制限がございまして、途中で一、二回、休憩を挟ませていただきます。次回の休憩は19時を予定しております。最後に、本日の傍聴者の方は4名、協議会へのご意見は0件でございました。それでは、議事に入らせていただきますので、ここからは大塚部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大塚部会長 部会長の大塚です。7月2日の第1回に引き続きまして、部会長を務めさせていただきます。議事に入る前に、ウェブで出席させていただいておりますので、議事進行を円滑に進めていくために、前回と同様に障害者福祉課長にこの先の議事をお願いしたいと思いますが、皆さま、ご了承いただけますでしょうか。

— 各委員から了承の意思表示 —

○大塚部会長 それでは、了承があったということで、恐縮ですがこれから先の進行は湯浅障害者福祉課長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○湯浅幹事 それでは、ここからは私が進行を務めさせていただきます。本日も限られた時間でございますので、委員の皆さまには円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。では早速、議題(1)「障害者計画改定、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定について」につきまして、事務局より説明をいたします。

○小野障害者福祉係長 障害者福祉係長の小野でございます。A3版の資料2「障害福祉関連事業の実施状況等」について、調査経過や内容などをご説明をさせていただきます。第1回目の計画部会の際に、大塚部会長から、障害者福祉関連事業について、全体として「地域づくり」という像が見えてくることが重要であり、「今まで何を行ってきて、どこまでできて、何が不足して、新しい視点は何か」という行政評価をきちんと行わなければ、次のものが生まれませんのご発言がございました。これを受けまして、障害者福祉課、児童・家庭支援センターのほか、各事業課に依頼いたしまして集約したものが資料2でございます。

資料の2枚目の裏、ページ番号1から15までが、集約した事業でございます。ページ左側に事業名の欄がございますが、薄い黄色で色付けされている事業は、障害者総合支援法や児童福祉法によるサービスの事業です。それ以外の事業はグレーがかかった青色になっており、これは法律によるサービスではない、区の独自事業です。全体を見ますと、事業規模が大小取り混ぜてあり、障害児・者への支援が直接の目的ではない事業についても、その事業が充実されることにより、障害児・者への福祉の向上、推進ができるという観点から抽出しました。各事業課に「実績令和元年度」「評価の主な理由・

課題等」「今後の取り組みの方向性」「計画掲載の有無」「計画掲載事業の目標（令和5年度の目標とする姿）」の記入を依頼いたしました。

例えば2ページの「障害者支援協議会の設置・運営」をご覧ください。この計画部会もこれに含まれます。これを見ていきますと、評価はAで、今後の取り組みの方向性につきましては、千代田区障害福祉プランに関すること、障害者への支援体制に対することなどについて継続的に協議・検討する。また引き続き部会（計画部会・相談支援部会等）の活用により、重要課題や個別の課題への対応に即した検討を行っていくということです。計画掲載の有無は、当然「○」であり、計画掲載事業の目標としては、区の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、障害者総合支援法等に基づく協議組織として、継続的に実施していくと記載してございます。

事業評価につきましては、基本的には各事業課の捉え方や考え方を尊重しております。計画掲載の有無につきましては、事業課との調整作業として、必要に応じて意向確認を行いました。

それでは、資料の1枚目にお戻りください。「第1回計画部会時からの目標等の変更点」です。計画部会でのご意見やコンサルタントの株式会社コモン計画研究所のご意見を踏まえて、内部で検討した結果、当初「基本目標2 安心して暮らす仕組みづくり」に区分していましたが「(1) 情報提供・意思疎通支援」を「基本目標1 とともに生きる地域づくり」に区分移動いたしました。また「基本目標6 安心・安全のまちづくり」の「(1) 緊急時の支援」と「(3) 防災・防犯対策」は目標2に統合し、「(2) 道路や環境整備」のまちづくり関連事業は、道路や公園、広場、公衆トイレ、様々な歩行者空間などでの安全対策、災害対策、バリアフリー対策、電線類地中化、ユニバーサルデザインなど、これらは障害者の方のためだけでなく、高齢者や妊産婦、児童、乳幼児等々、現在では当然の対応として、区のその他の計画、事業計画、整備計画等に組み込まれており、それらに基づき実施しているため、今回の計画からは外すことにいたしました。この件につきましては、道路公園課との調整を経ております。

2枚目をご覧ください。これまで申し上げた障害福祉関連事業の洗い出し、調査、事業評価、障害者計画掲載の結果がこの体系図ということでござい

す。従来からの基本理念に基づきまして、3つの基本方針、そしてそれらに基づく5つの基本目標、その目標各々に施策の方向性の16項目が結びつき、さらにそれぞれの施策の方向性に、今回の調査により抽出いたしました各事業が紐づけされております。雑駁な説明で申し訳ございませんが以上でございます。

○湯浅幹事 お時間の関係もございますので引き続き、資料3の「障害福祉プラン【素案】」のご説明をさせていただきます。

○高橋主任 障害者福祉課の高橋と申します。資料3の「障害福祉プラン【素案】」のご説明をいたします。大変申し訳ありませんが、お時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。資料3を開いていただきますと、目次がございます。現在の障害福祉プランから構成は大きく変わっておりません。第1章で計画の策定にあたっての基本事項と第2章で基本理念・方針・目標といったプラン全体の考え方を述べております。第3章に障害者計画があり、このたびの改定のポイントになりますが、各基本目標に基づいた施策の方向性をこちらで記載していきます。続いてページをめくっていただき、第4章・第5章にて障害者総合支援法、児童福祉法に基づく第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画、最後に資料編という構成になっております。

第1章について説明いたします。まず4、5ページですが、改めての説明になりますが、障害福祉プランは平成29年3月策定の「地域福祉計画2016」で示された地域共生社会の理念のもとに、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定しております。6、7ページをご覧ください。今回のプランは、令和5年度までの計画期間である障害者計画の見直しと、計画期間の終了する障害福祉計画と障害児福祉計画の改定を行い、今後3年間の千代田区の障害福祉施策の基本的な方向性を示すものとなります。今回改定したプランにつきましては、障害者支援協議会で毎年実績を報告し、評価を行い、必要がある時には計画の見直し等を行ってまいります。

続いて第2章について説明いたします。10ページからご覧ください。基本理念及び基本方針につきましては、現在の障害福祉プランからは変えて

おりません。「障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる千代田区の実現」という基本理念のもとに「障害等への理解促進」「ライフステージに応じた切れ目のない支援」「地域で住み続けられるための支援の充実」が基本方針となっております。

13 ページをご覧ください。こちらの基本目標につきましては、先ほどの小野からの説明のとおり、事業の評価等を実施し、見直しを行ったものになります。基本目標1「地域の中でともに生きる仕組みづくり」では、障害等への理解促進や合理的配慮の促進に関する取組、地域とのつながりの強化に向けた取組を行っていきます。また、合理的配慮の取組にも関連しますが、千代田区的意思疎通支援条例を踏まえた情報提供の充実に向けた施策についても取り組んでいきます。基本目標2「安心して暮らす仕組みづくり」では、地域での相談体制の充実とともに、緊急時や災害時における支援の充実を目指していきます。基本目標3「自立した生活を支える基盤づくり」では、地域で生活をするために必要な支援が適切に提供されるよう各種サービスを実施していきます。基本目標4「子どもと家庭を支える体制づくり」では、医療・福祉・教育等の各分野が連携し、ライフステージごとの最適な支援やサービスの提供を目指します。また、子育て支援についても充実させていきます。基本目標5「就労と社会参加をすすめる仕組みづくり」では、障害等のある方の就労支援や余暇活動の充実に向けた取組を行っていきます。14、15 ページには、資料2に添付したものと同様になりますが体系図を載せております。先ほどの基本目標に施策の方向性が紐づいており、各方向性についての主な個別事業がつながっています。

続きまして第3章を説明いたします。19 ページからご覧ください。障害者計画として、各基本目標における現状と課題及び各施策の方向性を記載していきます。今回施策の方向性について、各事業の説明を入れることができなかったのですが、各事業の取組内容などは先ほどの資料2でお示ししておりますので、大変申し訳ございませんが、今回はそちらの資料と併せてご確認をお願いいたします。資料2だけでなく、協議会でのご意見や区での施策の検討等もまだ終わっていない段階ですので、そちらを踏まえて最終

的にこの部分は記載を行っていきます。今回は、先ほどの資料2でお伝えした各事業の実施状況や昨年度実施したアンケート調査の結果なども踏まえ、課題を整理しまして、現状と課題として記載を行っております。

まず基本目標1では、差別解消法に基づく合理的配慮の推進や意思疎通に関する支援の充実、地域交流の機会の必要性について記載しております。また、権利擁護の点で成年後見制度などの普及啓発を課題として挙げています。23ページの基本目標2では、様々な障害等のある方の困り事や地域としての課題に対応するにあたり、地域の相談支援体制の充実が課題であることと、災害や緊急時への対応として、日頃からの支援の充実、いざその時に機動的に対応できることの必要性について記載しています。続いて26ページをご覧ください。基本目標3では、日常生活の支援への課題として、経済的負担の軽減、通院同行、外出の支援、グループホームなどの居住の場の確保について挙げています。基本目標4では、さくらキッズの事業運営や保護者や家族へのサポート、医療的ケアが必要な児童への対応、学校教育での支援についての課題を記載しています。また「はばたきプラン」を活用し、各機関の連携やライフステージごとの適切な支援が実施されることも求められています。基本目標5では、就労支援として雇用の促進や就労の定着、また余暇活動について、個々の障害等に応じた社会参加に向けた取組が課題となっていることを挙げています。

ページが戻りますが、22ページと32ページではコラムとして、様々な施策と関係し、各事業の説明だけでは示しきれない事項として、「地域の中でともに生きる」「ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けて」というテーマで、図や事例等を使用してわかりやすく区の取組などを掲載する予定です。前回の協議会でもご意見をいただいたところですので、それにつきましてコラムというかたちで示していきたいということになります。

続いて37ページからの第4章になります。こちらは第6期障害福祉計画の部分になりますが、こちらの成果目標やサービスの見込量に関しましては、今回は各項目のみ記載しております。第3章の各施策の方向性や、また後ほど説明いたしますが相談支援部会で議論を行っている地域生活支援拠点など、そちらの内容の検討と合わせて、第6章については目標の設定を行

っていきます。次回の第 3 回計画部会ではこちらの部分もお示しする予定です。

続きまして第 5 章の障害児福祉計画の進捗状況につきましては、後ほど児童・家庭支援センターより説明がありますので割愛いたします。61 ページからの資料編の説明をさせていただきます。まず、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の進捗状況につきましては、令和 2 年度の見込みが確定次第、記載を行っていきます。69 ページからの障害児・者を取り巻く状況として、各データに基づいた資料を掲載しております。90 ページからは昨年度実施したアンケート調査結果のポイントを掲載しております。102 ページからは「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針見直しのポイント」「千代田区障害者支援協議会委員名簿」「計画策定の経過」最後に「用語解説」、まだ何も入っておりませんが、わかりづらい用語についてはこちらに説明を掲載する予定です。長くなりましたが、説明は以上になります。

○平澤総合相談担当係長 次に、計画の説明を一旦置きまして、7 月 30 日に第 1 回相談支援部会を行いましたので、そのご報告をさせていただきたいと思います。相談支援部会を実施する前にワーキングを開き、その中で出てきました課題について優先順位をつけさせていただきました。MOFCA とえみふるの役割分担については昨年より議論をしております。相談支援事業所は区内に他に 2 か所ありますが、この課題につきましては、えみふるを中心に相談支援のあり方について検討していただく方向性になりました。グループホームの家賃助成については、まだ施設整備等が実施段階ではありませんのであとに送りました。地域生活支援拠点についてと医療的ケア児・者への対応についてはこの計画もしくは神田錦町三丁目福祉施設に反映させるために、優先的に議論していく方向性になりました。

7 月 30 日の第 1 回相談支援部会で大塚部会長にご提案いただいた内容をご紹介させていただきたいと思います。1 つは基幹相談支援センターです。その人材育成をポイントとしてどのように行っていくか検討すること。「相談支援」という言葉の範囲について、行動も含めてだと思われませんが、どのように考えて、その役割分担をどの事業所が行っていくか検討するこ

と。地域生活支援拠点を実施する上で、各機関をつなぐコーディネーターの設置について具体的に議論すること。地域生活支援拠点の面的整備、これは各機関がそれぞれの役割を担って行う整備ですが、その中で現在障害者支援協議会としております、自立支援協議会の役割を考えること。また面的整備においては行政が大きく指導していく必要があるという話もいただいております。そして地域生活支援拠点における緊急対応については、実際に今まで千代田区で行った緊急対応の事例等を出して、そこからリスクを考えてはどうかというご提案をいただいております。これらを踏まえて、明日8月18日にMOFCAでワーキングを行い、9月1日に第2回相談支援部会を行うことになっております。以上でご報告を終わります。

○小坂部発達支援係長 続きまして、第5章第2期障害児福祉計画の説明をさせていただきます。児童・家庭支援センターの小坂部です。53ページをご覧ください。こちらに第2期障害児福祉計画の成果目標が示されております。ページ上段の枠が「国が示す基本的な考え方」、基本指針となります。今回の第2期に新たに設けられました項目が、「令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする」です。これを受けての、区としての成果目標の設定が以降に掲載されています。

1つ目は、「児童発達支援センター」の設置です。区として大きな課題であります、さくらキッズの利用登録者数の増加も含めて、検討してまいりたいと思います。次に54ページの「保育所等訪問支援」「重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所」「重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所」に関しましては、一部民間事業者による開設も含めてそれぞれ1か所開設されました。「医療ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」また「医療ケア児支援のためのコーディネーターの配置」については、令和3年度より医療的ケア児の支援について関係者による支援検討を開始し、「医療的ケア児のための協議の場」の設置及び「医療的ケア児支援のコーディネーター」の活用・配置を進めていきます。

続きまして 55 ページの「サービスの見込量及びサービス確保のための計画事業」です。こちらに関しましては、掲載されている事業が対象となっております。56 ページの【見込量の考え方】は、成果目標及び利用状況の推移を見込んで計画値を設定してまいります。57 ページの【確保の方策】にはそれぞれの事業に関して、区としての進め方を掲載しております。「医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置」は新規の項目ですので、こちらだけ説明いたします。区内では、在宅で生活をする医療的ケアを必要とする児童が増加している傾向がみられます。医療的ケア児の支援には、様々な場面で専門的支援、特別な配慮が求められます。区では、経験と知識を備えるコーディネーターの配置とその役割について関係者による検討を令和 3 年度より進めたいと思っております。

○湯浅幹事 資料 2 及び資料 3 の説明をさせていただきました。委員の皆さまには事前にこちらの資料をお送りさせていただきました。色々なご意見やご質問があると思いますが、ボリュームが多いので、時間が限られている関係上、大きなところで皆さまからご意見やご質問をいただければと思います。

○永田委員 とてもしっかりできていると思いますが、基本目標 1「地域の中でともに生きる仕組みづくり」ですが、地域の中で障害者どう生きるのかについては、地域の中に障害者の方たちが常に出ていることが必要ではないかと感じています。私は仕事をしているので普段から障害のある方と会っていますが、地域の中に出ている障害者の方が見えてこない。知的障害の方は知的障害の方たちで色々なグループをつくって、遊んだりしていますが、実際のまちの中で一般の方たちと接する機会がなく、「ともに生きる仕組みづくり」は非常に必要だと思います。例えば公園で、一般の方と障害のある方がバーベキューをするなど、見えるかたちで行う必要を感じます。特に千代田区の場合は従来の町会やマンションの新規の住民がいると思いますが、先日私が大きなマンションの会長と会って話した時に、マンションの中で色々な話し合いをされているらしいのですが、町会の人たちとマンションの人たちが一緒に行っていくのは難しいところがあると聞きました。私は、マンションの中でまちづくりを話してもらって小規模の会があって、その他の町会もあって、そのような点同士がつながっていくかたちで存在するのがまち

づくりにはよいと思います。それは差別の問題などを話し合うのにも必要だと思えます。私の家族は、障害者の福祉サービスについて聞いたことがないようですが、実際には町会の中で色々なことを行っているのにそれが周知されていない気がします。そのような点についても考える必要があると感じています。

○大山委員　　今の永田委員の話と同じく、私も資料を見て、地域とのつながりのこと、皆さんにどうやって理解してもらい、つながりをつくっていくかということが気になりました。私は町会の活動を長くしておりますが、千代田区の出張所がこのような福祉計画を行っていることを定期的に町会に「このようなことをしておりますが、皆さんはどうお考えですか」「その節はご協力をお願いします」と説明しに来ていただきたいと思えます。年度が替わるとご挨拶にいらっしゃいますが、それに加えて、施策の理解とまちづくりへの協力のためにぜひお願いしたいと思えます。

○湯浅幹事　　ありがとうございます。永田委員と大山委員から地域共生社会についてご意見をいただきました。関連するご意見がありましたら、お願いします。

○小笠原委員　　私もお二人の意見と同じです。地域共生社会をつくるのは基本方針にもある大事なことだと思えます。21 ページに「地域とのつながりの強化」とありますが、今まで地域づくりを進めていくことについて深く議論したことはありません。「②（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進【重点】」が重点となっておりますが、これ1つだけでなく、8項目全て充実させることを話し合う必要があると思っています。町会の福祉部との交流もありませんし、障害のある方とその親がこちらから出かけて行って交流する場をつくる必要があると思えます。「④警察・保健所連絡会議」は以前なかったと思えます。ぜひ情報を共有していただいて、強化してほしいと思えます。

○鈴木（洋）委員　　こちら側から入りやすい地域づくりができている所も最近はあるようですが、障害のある方は、車椅子にしても入りやすい場が少ない気がします。資料2の2ページ「地域団体支援」をもう少し強化して、具体的なものをプランに入れていただきたいと思えます。

○鈴木（や）委員　　資料3の21ページ「⑥ふれあいサロン」ですが、社会福祉協議会のふれあいサロンやボランティアについて、定期的に冊子が家に届き、そこには

町会の福祉部を通じて高齢者に集まっていただいてサロン活動をしてくださいとありますが、高齢者ばかりで障害者の話がない。この資料を見て、「高齢者だけのためではないんだ」と知りました。社会福祉協議会には、みんな一緒に難しいかもしれませんが障害者や高齢者、子どもも集まれる場や活動をする意識を持っていただけたらと思います。「⑤ボランティア活動」は、ボランティアをして障害者を助けましょうという一方向だけでなく、障害者の方にボランティアをしていただく。何か町会や区、他の障害者のために役立つような活動をする意識も持っていただけたらと思います。

基本理念をもう一度読んでみたのですが、資料3の10ページに「障害等のあるなしに関わらず、お互いの人格を認め合い、生涯にわたって自らの尊厳を保ち、それぞれの自己決定によって地域で安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。そのために様々な分野で地域を構成する人々と区が連携・協働して、障害者も障害児も自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めていきます」というこの理念は、本当によく考えてくださったと思います。障害者も障害児も主体的に選択ということがとても大きいと思います。小さい頃から自分で選択して生きることが大きくなった時に非常に大切な力となりますので、さくらキッズなどでもそれを意識して活動していただきたいと思います。

○廣瀬委員 前回の会議で地域について発言させていただいたのですが、今日皆さんから活発な意見をいただき、とても嬉しく思います。普段から町会では障害者という言葉に触れておらず、高齢者に重きを置いていました。町会長会議は毎月1回あると思いますし、婦人部長の集まり、青年部長の集まり、福祉部の集まり等、各部の横のつながりの会があると思います。そこで、障害者に関係する催しなどについて、一気にではなく徐々にアピールしていただけたら、今後につながると思います。

○湯浅幹事 地域共生社会について、色々なご意見をいただいておりますが、その他ご意見はございますか。

○鈴木（隆）委員 資料3の11ページ、基本方針の2点目「ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います」について、お願いしたいと思います。「そのためには、出生から就園、就学、就労等、また就労定着に向け、ライフステージ

ごとに発達に応じた継続的かつ一元的な支援体制の構築が必要です。また、児童としての支援が終了する 18 歳から、さらには高齢者として支援が始まる 65 歳といった制度の境目において支援が途切れることがないようにする」とありますが、具体的にこれを支援する対応策や仕組みが見えず、足りないような気がします。先ほどの説明の中でコラムというページをつくっていただくことは承知したのですが、「このように運営するから切れ目のない支援が実現します」という具体的な施策があってほしいと思います。基本方針の 1 が前回より広義な環境となっていますので、これに時間軸の広がりをつけ加えていただければ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を謳えると思います。

もう 1 つが 54 ページの「医療的ケア児支援」について、令和 3 年度より関係機関の協議開始ということですからこれはよいのですが、コーディネーターの配置は目標が国の考えで令和 5 年度末までとなっています。これをもう少し早く実現していただけたらと思います。

- 湯浅幹事 ご意見として受けとめさせていただきます。ありがとうございます。
- 廣瀬委員 資料 3 の 37 ページに「令和元年度末時点の入所者数」、40 ページにも「令和元年度末の利用者数」等とあります。第 6 期障害福祉計画は令和 3 年度から始まりますが、直前の令和 2 年のデータではなく、1 年の間が空いている令和元年のデータを基準とするものなのですか。
- 高橋主任 成果目標の設定は、令和元年度で設定することになっています。第 5 期の障害福祉プランは平成 28 年度のデータに対して目標を設定しています。毎回直近ではなく、2 年前のデータを設定することに決まっております。
- 歌川委員 少し補足します。令和 2 年度である現在、令和 3 年度からの計画をつくっていますが、計画をつくるための期間は必ず必要で、議論する時にその年度末に出るデータを使うことはできません。現在確定しているのは昨年度の令和元年度の数字ですので、それを使います。1 年飛んでしまうのは、計画をつくるためにそれだけの日数が必要で、そうならざるを得ないということで「決まっています」というお答になっております。ご理解いただければと思います。

- 鈴木（洋）委員 新型コロナウイルス感染症の影響で、40 ページの就労の数字が変わる可能性はあるのですか。
- 湯浅幹事 こちらにつきましては、対象者の方がどれくらいいらっしゃるのかなどを含めて、総合的に数字を出しております。コロナ禍の状況で雇用状況がよくないことを加味するところではありますが、あくまで対象者を見ながら計画を立てていくので、コロナ禍によって数字が左右されることはないと思います。
- 小笠原委員 資料3の15ページ、「(1) 雇用・就労の促進」の「②障害者就労支援施設（ジョブ・サポート・プラザ ちよだ）」は、資料を見ますと福祉サービスを利用したい方が少なく、利用しない理由が「利用したいサービスになっていない」という理由が多いのですが、事業所がそれをきちんと受け止めて見直しをし、その人に合った個別支援計画を作成して、適切な支援が提供されているのかについて検証が必要だと思います。
- 山野邊施設・就労支援担当係長 施設・就労支援担当係長の山野邊です。ジョブ・サポート・プラザちよだについて、ニーズに合っていないのではないかというお話でしたが、今年度指定管理者の選定をいたします。より皆さんのニーズに合った指定管理者の選定をするために、要求水準等を全面的に見直し、また選定委員会を立ち上げて、その中でどのようなものがよいか詰めて、次期の指定管理者の選定を進めていきたいと思っております。
- 鈴木（や）委員 54 ページの「保育所等訪問支援」で、「民間事業者により保育所等訪問支援事業が2か所で実施されています」「訪問支援員が幼稚園や保育園、小学校等を訪問し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います」とあります。この訪問支援員は、民間事業者の方が回っているのですか。その支援に対する結果、「どのようになった」「まだこのようなことが必要」等、どのように検証しているのですか。またそれについての三者面談はあるのですか。
- 小坂部発達支援係長 児童・家庭支援センターの小坂部です。保育所等訪問支援に関しては、民間事業所を含め、訪問支援員という専門職の方が回っていくかたちになっております。具体的な内容としましては、集団の中で障害のあるお子さまも適応できるように、お子さまだけでなく、集団を運営している幼稚園や

保育園での個別支援計画にも参加するかたちで関わる人が多いと聞いております。実際に効果があったのかどうかについては、児童・家庭支援センターで受給者証を更新する際に確認し、それ以外にも随時保護者の方からお話を聞く機会があります。

○廣瀬委員 資料3の11ページに「障害等は障害等のある方とそれらの方に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用により生じる地域社会の問題である」と書いてあります。非常にややこしく表現されているので、どのように書けばよいのかはわからないのですが、もう少しスリム化して表現されたほうがわかりやすいと思います。

○湯浅幹事 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。部会終了後もご意見は受け付けさせていただきます。8月28日位までに委員の皆さまの意見は集約させていただき、9月7日の全体会でご報告させていただきたいと思っております。そして全体会での意見も踏まえて、計画部会を2回開催し、計画案を作成する予定でございます。

○鈴木（隆）委員 資料2の2ページ「(仮称)神田錦町三丁目福祉施設整備」の評価がBとなっており、計画掲載事業の目標もあいまいな内容となっています。資料3の19ページに「このような地域における「共生社会」の実現に向けて、令和7年度開設予定の(仮称)神田錦町三丁目福祉施設においては、地域交流機能を有する施設としての期待があります」とあり、こちらもトーンがおとなしい。これは色々な問題を抱えているからと思ったのですが、今まで千代田区にこのような施設がなかったことや地域共生社会の象徴としての福祉施設をもう少し前向きに打ち出していきたい。評価はAだと私は思います。そして「期待があります」ではなく、千代田区独自のモデルをつくっていくことを打ち出していきたいと思っております。

○湯浅幹事 ありがとうございます。評価について説明はありますか。

○小野障害者福祉係長 評価につきましては、本来は一定の基準で考えるべきですが、先ほどお話ししたように担当事業課の考え方を尊重しております。Bという評価については、個人的にはBでなくてよい気がしましたが、決して後ろ向きで担当事業課が進めているわけではないことは皆さんにもご理解いただけていると思っております。事業手法や事業者の選定など、今後どのように計画に取り

込んでいくかが非常に悩ましいということを素直に表現したものだと思います。これで終わりではないので、また担当事業課とも考えていきたいと思っています。

○鈴木（洋）委員 （仮称）神田錦町三丁目福祉施設については、千代田区の都市計画マスタープランの3月の審議会で報告された時にはこの施設のことが載っていませんでした。全体的にあまり福祉のことが出ていないように思うのですが、マスタープランとの連携はどうなっているのでしょうか。

○湯浅幹事 お互いに庁内で把握しております。都市計画マスタープランはまちづくり全体を包括的に捉える部分が大きいのと思われます。その中の福祉施設としての位置づけはあるかもしれませんが、個別に施設の名前が出てくるのは難しいのではないかと、私は認識しております。

○藤田委員 資料2の1ページにある「日常生活自立支援事業」に、契約中件数が55件、新規契約12件、解約11件と書いてあります。契約者55件の内訳は障害者12件、認知症高齢者43件。この解約11件の解約とは、どのような意味でしょうか。

○平澤総合相談担当係長 これは成年後見制度の中の金銭管理を指しているものかと思えます。こちらは、東京都社会福祉協議会で判断能力の有無を含めて判断した上でご利用されていることが多いので、詳細についてはわかりません。今日欠席の宇治野委員から、参考にあとで回答していただくことは可能かと思えますのでよろしいでしょうか。

○藤田委員 わかりました。よろしく願いいたします。

○湯浅幹事 まもなくお時間となりますが、他にご意見はございますか。

○大塚部会長 ありがとうございます。まとめるようなことになってしまうかもしれませんが、資料2で出していただいた障害福祉関連事業の実施状況でABCDの評価をしていただいて、今までになくわかりやすくなりました。全般的に見ると、児童の支援にBが多かったのはこれからの課題であること、災害に対する対応がCでしたので、次の計画の中で緊急に整備していくことがわかります。これから中心になるのは相談支援だと思いますが、AやBという評価なので、動いているけれども内実はどうなっているかだと思います。行政がつけた評価を皆さんがすり合わせて考えることが大切です。「Aをつけ

た意味は何か」「このBは何か」と考えることで深まるとともに、お互いの共通認識ができて、共通理解のもとで「これからどうしていくか」がわかると思います。

障害福祉プランにおいて、私は3つのポイントを考えています。1つは、神田錦町三丁目福祉施設をどうするか。これは基本目標に入っていますので、皆さんがどのように位置づけて、うまく書いていくか。それからもう1つは相談支援です。相談支援についてはまだまだ課題があり、千代田区全体のキーワードは相談支援だと思います。またそれとともに、3つ目は地域生活支援拠点です。基本目標2で触れられていますが、事業ではないので、神田錦町三丁目福祉施設以外は具体的な内容が書かれていません。障害福祉計画には書いてありますが、改定であれ、基本目標に具体的な内容として地域生活支援拠点についても書いたほうがよいと思います。神田錦町三丁目福祉施設との関連において、千代田区全体の相談支援体制、それを支える地域生活支援拠点、この3つがキーワードとしてきちんこの計画の中に位置づけられているかは、この計画を左右する重要なポイントだと思います。以上です。

- 湯浅幹事 ありがとうございます。本当に総括していただいた感じですが、廣瀬委員、どうぞ。
- 廣瀬委員 就労について、障害者雇用促進法の法定雇用率がありますが、企業側から千代田区に障害者雇用に関して逆アプローチはあるのですか。
- 山野邊施設・就労支援担当係長 逆アプローチというのは、企業のほうから「雇用したい」という声があるかというご質問でしょうか。
- 廣瀬委員 そうです。
- 山野邊施設・就労支援担当係長 委託している障害者就労支援センターにお願いしているのですが、どのような状況か、岡崎委員から説明させていただきます。
- 岡崎委員 障害者就労支援センターの岡崎です。私共は千代田区内の企業への事業所のサポートも行っております。したがって千代田区内の企業から「まだ法定雇用率に達していない」というご相談もございます。令和3年の3月末までに法定雇用率が2.3%と、0.1%引き上げになるので、近隣の区の企業からもそのような求人のご相談はございます。

- 湯浅幹事 それでは、他によろしいでしょうか。次に議題(2)「その他」といたしまして、事務局から連絡事項をご報告いたします。
- 小野障害者福祉係長 資料4をご覧ください。障害福祉プラン策定スケジュールです。資料を皆さまに早めに送付した関係上、日程について改めて精査したところ、修正があります。第3回計画部会の開催が10月上旬となっておりますが、中旬となります。同じく第4回計画部会が11月中旬となっておりますが、下旬となります。全体会については、第3回を12月中旬に予定しております。
- 湯浅幹事 それでは、ただいまのスケジュールでご質問等ありますか。よろしいでしょうか。ご質問やご意見は事務局で受け付けておりますので、随時ご連絡をくださればと思います。最後に大塚部会長から一言お願いいたします。
- 大塚部会長 皆さん、活発なご意見をいただきましてありがとうございます。色々なご意見があり、行政がそれを参考にまとめていくということだと思っておりますので、引き続き様々な観点から活発なご意見をいただければと思います。今日はどうもありがとうございました。
- 湯浅幹事 ありがとうございます。本日、皆さまからいただいたご意見につきましては、来月7日の障害者支援協議会全体会でご報告をさせていただきます。なお、皆さまのご意見を踏まえて変更等につきましては、事務局と大塚部会長にご一任くださいますよう、よろしく願いたします。それでは定刻となりましたので、閉会とさせていただきます。委員の皆さまには、会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。